

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

札幌市

2 構造改革特別区域の名称

札幌市高度 ICT 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

札幌市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は北海道石狩平野の南西部に位置し、大正 11 年 8 月 1 日の市制施行以来、近隣町村との度重なる合併・編入によって市域を拡大し、その面積は 1,121.12 ㎡と全国の都市の中で 3 番目に広い市域面積を有する。

また、人口は 187 万人（北海道の人口の約 3 割）であり、全国 5 番目の都市に成長している。

産業構成は、北海道における経済的・行政的中枢機能の集積を背景として卸売り・小売、飲食店、サービス業などを主体とした第 3 次産業に傾斜し、また、国の重点的な公共投資を受け、インフラ整備を推進し域際収支のアンバランスを解消してきたため、建設業が製造業よりも割合が高いという特徴を持っている。

本市は、このように人口増、重点的な公共投資を背景とした内需型産業の発展による経済成長を遂げてきたが、公共事業の減少、人口増の鈍化などといった背景のもと、内需型産業の拡大には翳りが見られることから、外需型産業、特に情報通信関連産業の振興に積極的に取り組んでいるところである。

本市の情報通信関連産業の形態としては、親企業から独立し新たなベンチャー企業が次々と設立されるという企業集積構造が特徴的で、域内での顔の見える関係性が構築されていると共に小規模ながら中核的技術を所有する企業が多数設立されており、これら企業群の事業活動に積極的に支援を行うことによって、「サッポロバレー」と呼ばれる国内屈指の情報関連産業の集積を生んだ。

具体的には、昭和 61 年にサッポロバレーのブランド形成の一要因となっている札幌市の研究開発型団地の「札幌テクノパーク」の整備を行い、あわせて財団法人札幌エレクトロニクスセンター（現さっぽろ産業振興財団）を設立し、市内情報関連産業の振興に努めた。

また、北海道大学を中心とする大学・研究機関、情報通信関連企業、行政との関係が緊密である点は札幌の大きな特徴の1つであるが、産学官連携プロジェクト等について積極的に展開している。

近年では、アジアのIT先進都市を結び、ITを中心とした人的交流やビジネス連携を図ることを目的としたe-シルクロードプロジェクト等を通じ、アジア地域とのビジネス連携に向けた取組みが活発化しており、札幌市エレクトロニクスセンター内に「札幌市IT産業国際交流スペース」を開設し、地元企業と海外企業とのビジネス連携を促進しているところである。

情報通信関連産業は、今後も市場の拡大が期待され、それにとまなう産業規模の拡張と雇用の創出が強く期待される分野である。同産業においては、人材の質が産業の発展を左右する大きな要因となることから、国においても（株）北海道ソフトウェア技術開発機構（DEOS）等の機関を設置し人材育成に注力しているが、本市においてもそれら関係機関と連携しながら、ICT（Information and Communication Technology）人材の育成に力を入れているところである。

こうした背景から、従来から大手情報通信関連企業もサッポロバレーに注目しており、札幌テクノパーク等に開発センターを数多く開設しており、中には札幌の優秀な人材を活用し、さらなる事業展開を検討する企業も存在する。

ただ、情報通信関連産業は技術進歩が極めて早く、絶えず新たな技術を注視し、そのスキルを身につけることが必要であり、地場の情報通信関連企業も自社の事業を拡大する上でさらに高度な技術者の養成が急務となっている。

そのための対策として札幌市の中期実施計画である新まちづくり計画において「IT関連人材育成拠点の整備」に向けた取組みを進めている。

具体的には、厚生労働省が推進する平成17年度採択済みの「地域提案型雇用創造促進事業」の一環としてICT人材を育成し、雇用に結びつけることを目的として「IT人材雇用プログラム」を実施すると共に、経済産業省が高度ICT人材の能力を体系化・策定したITスキル標準（ITSS）でいうところのレベル4～7の高度かつ実践的なICT人材の育成を施策の柱として今後実施していく予定であり、それら人材の裾野の拡大を実施し、確実に効果へと結びつけるために特区を申請する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

サッポロバレーの特徴として、北海道内のIT産業の約8割が札幌に集中し、売上高で約2,500億円、従業員数で約14,000名と国内屈指のIT関連産業の集積地となっている点が挙げられる。

また、技術的にはハードウェア・ソフトウェアの技術に精通した企業が多く、アプリケーション、ミドルウェア等広範な要素技術を保有する企業が多数存在するほか、オープンソースソフトウェア（OSS）、組み込み技術等今後市場拡大が期待される技術分野についても関連技術を保有する企業が多く存在する。

特に OSS、組み込み技術分野は強みを有する企業が多くそれらの強みを発揮することにより、他地域に対するアドバンテージの獲得が期待できる。

ただ、このように技術的にはアドバンテージを有するものの、受託偏重型の事業構造、脆弱な営業力・マーケティング力、プロダクト型企業・開発型企業の層の薄さなど問題も抱えている。

特に技術革新のテンポが早く、新技術の開発・普及が急速に進展する情報関連産業では、高度な技術・知識を有する人材が最大の経営資源であり、その確保・育成が急務であるが、スピノフによる産業発展過程をたどったため、小規模な企業が多く、人材育成についてはほとんどの企業がその必要性を認めながらも4割の企業で予算ゼロとなっており、各社それぞれ OJT を通じて人材育成を行っているのが現状である。

このような現状の下、札幌市では構造改革特別区域計画を活用することによって、高度 ICT 人材の育成を支援すると共にそれにいたる環境を整備することによって、もともと有している技術的・集積的アドバンテージをさらに伸ばし、高度 ICT 人材の排出、活用、雇用に結びつけることが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) サッポロバレーのブランド力の向上

サッポロバレーの最大の資源は「人材」とその「集積」であるが、これら人材を今大手ベンダーが求めている OSS 分野・組み込み分野における IT アーキテクト、IT スペシャリスト、プロジェクトマネージャ等高度 ICT 人材へシフトし、それら人材の集積によるサッポロバレーのブランド力の向上を目指す。

(2) アジアを中心とする海外 IT 企業連携の強化

サッポロバレー企業の多くは海外企業との取引、提携、海外市場への進出実績が少なく海外連携は特定の企業に限られているのが現状であるが、アジアで各国が急速に IT 関連の技術力を有してきている今日、人件費等のコスト面で優位な立場にいるアジア企業と価格競争を演じるのではなく、市内 IT 技術者の高度化により、それらアジア企業と人材の技術分野、技術力で差別化を図ることにより、アジアを中心とする海外 IT 企業との補完関係を明確化し、

連携の強化を目指す。

(3) 高度 ICT 人材コミュニティによる事業連携

高度 ICT 人材を育成するだけでなく、それらのコミュニティを創出し、市内企業同士が事業連携し、案件を域外から受託する仕組みを築きあげる。

このことにより利益供与が可能となることからリスクが減少し、お互いの持つ技術的な強みによる事業連携が可能となる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市が目標とする高度 ICT 人材を育成するためには段階的に ICT 人材の育成を実施する必要がある、本計画を実施することにより、高度 ICT 人材となり得る人材の裾野の拡大が可能である。

具体的には情報処理技術者試験の中で初級レベルに位置づけられる基本情報技術者試験と初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業に対する特例措置を講ずる。

北海道は情報処理技術者試験において受験者数の 76% が基本情報技術者試験と初級システムアドミニストレータ試験受験者で、全国平均が 68% であることから全国に比べ初級の情報処理技術者試験のニーズが高いといえるが、合格者数は全都道府県中 9 位であり人口の規模からいってこの結果は決して高いものではない。

高度 ICT 人材を多数創出するためにはその裾野を広げる必要があることから、基本情報技術者試験と初級システムアドミニストレータ試験を、より受験しやすい環境を整え、初級の情報処理技術者試験の合格数を増やすことによって、次のステップを目指す高度 ICT 人材予備軍を排出させ、これら人材を段階的に育成し、高度 ICT 人材へと結びつけることによって、市内 IT 企業に技術的・経済的付加価値を付けることが期待できる。

(詳細・カリキュラムは別紙 1・2)

8 特定事業の名称

該当番号	事業名
1131	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
1132	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 札幌エレクトロニクスセンター運営管理事業

エレクトロニクス関連企業に良好な研究開発環境を提供する「技術開発室」に加え、海外企業の進出を支援する「海外企業進出サポートルーム」や海外企業等とテレビ会議やプレゼンテーションをリアルタイムで行える「ビジネスコミュニケーションスペース」等海外企業との連携を支援するスペースを設置したほか、サッポロバレー販路拡大モデル事業等の自主事業を実施する。

(2) IT人材雇用プログラム(札幌市)

厚生労働省が推進する「地域提案型雇用創造促進事業」を札幌市・札幌商工会議所で構成されるさっぽろ雇用創造事業推進協議会が主体となって実施し、その取り組みの一環として、マイクロソフト、日本オラクルが研修を担当し ICT 人材を育成し、それら人材を市内地場企業への雇用に結びつける。

(3) IT 関連人材育成拠点の整備(札幌市)

札幌市における IT 産業振興の強化策として、即戦力となる高度 ICT 人材の育成、アジアの IT 企業との連携と札幌進出の拠点整備に向けた取り組みを進める。

(4) 知的クラスター創成事業の推進(北海道、札幌市)

研究機関と IT 企業がもつソフトウェア・ハードウェア構築技術と使いやすいデザイン評価技術、形状設計・成形技術を融合させ、高速 IT 工房を構築する「IT カロツェリア構想」を推進する。

(5) e シルクロード構想推進事業(札幌市)

急速な IT 産業の集積が進むアジアの各都市を結び、IT を中心とした人的な交流やビジネスの連携を進めることによって、新たなビジネスモデルの創造や企業連携の推進、新たな市場の確保などを実現し、札幌市 IT 産業の一層の発展を図る。

(6) 首都圏販路拡大モデル事業(札幌市)

札幌市内に本社のある IT 企業で下記の企業に対し東京にてプレゼンテーシ

ヨンの場の提供並びに首都圏販路拡大を実施する。
独自性、優位性のある技術や製品を持っている
ビジネスモデルが確立しており、北海道内で実績がある
首都圏進出を目指しているが、まだ、首都圏に拠点がない

【別紙 1】

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人電子開発学園 北海道情報専門学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

計画認定の日

4 特定事業の内容

（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座 添付書類 1 に記載のとおり

（2）修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率 3 分の 2 以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

北海道情報専門学校において平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の期間に教科目「コンピュータシステム」、「システム設計」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、当校に在学している者については、当該講座の一教科目「情報化と経営」を補講講座として受講することにより、初級システムアドミニストレータ講座における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に 2 回実施する。

修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受講する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の教科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

【別紙 2】

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1132)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人電子開発学園 北海道情報専門学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座 添付書類 2 に記載のとおり

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率 3 分の 2 以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

北海道情報専門学校において平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の期間に教科目「コンピュータシステム」、「アルゴリズムとデータ構造」、「システム設計」、「ネットワークの基礎」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、当校に在学している者については、当該講座の一教科目「情報化と経営」を補講講座として受講することにより、基本情報技術者講座における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に 2 回実施する。

修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受講する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の教科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。